

令和5年2月13日

PTA会員の皆様

茨木市立西陵中学校
PTA会長 水野 洋子

令和4年度末 PTA 総会における議案について

<ごあいさつ>

さて、今年度はPTAの存在意義を確認しつつ、役員・委員の負担を少なくするにはどうしたらよいか手探りで改革を図ってまいりました。

PTA室にWi-Fiを設置したり、Webによる臨時総会議決権行使をしたり、新しいことを実行してきました。もしかしたら皆様の混乱を招いてしまっているかもしれません。引き続きより良いPTA活動となるように知恵を絞ってまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

毎年、次年度役員の候補者探しが難航することから、9月の臨時総会において、執行部役員の増員を可能にする事と委員免除の規定を追加するPTA規約改正をご提案し、皆様にご承認していただきました。その改正をした上で指名委員活動をしていただきましたが、今年度も人材の情報がなかなか集まりませんでした。

「もっとスムーズに役員候補者探しを出来るにはどうしたらよいか？」

「立候補して頂きやすい環境をつくるにはどうしたらよいか？」

「さらにはPTA活動にもっと多くの方が気軽に参加できる仕組みにするにはどうしたらよいか？」

話し合いを重ねた結果、年度末総会にて議案第1号～第3号を皆様にご提案いたします。別紙を参照頂き、PTA規約細則の改正についてご承認をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

以上

<< 第1号議案 >> PTA規約細則（指名委員会）第7条の改正

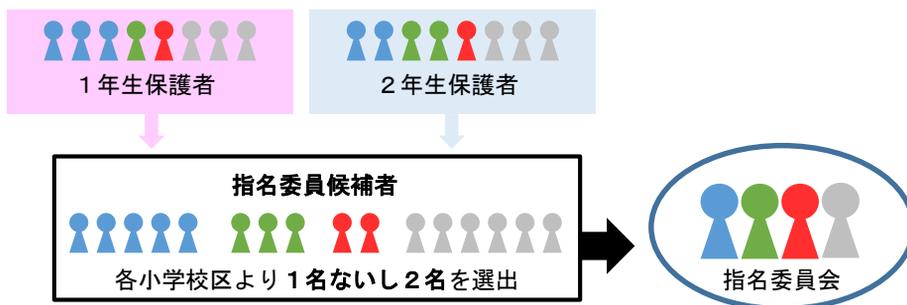
改正前

第7条 指名委員会は、各学級保護者より1名を候補者として選び、各学年の候補者より2名を選出する。委員長・副委員長については、立候補を優先とし、該当のない場合は、委員会の中で互選する。教職員の中から代表者2名を選出する。

改正後

第7条 指名委員は、1・2年生各クラス保護者より**2名**を候補者として選び、**全候補者から各小学校区（春日丘・穂積・沢池・西）より1名ないし2名を選出する**。委員長については、立候補を優先とし、該当のない場合は委員会の中で互選する。教職員の中から代表者2名を選出する。

（補足）



※3年生に生徒がいる保護者が候補者になった場合は、対象外とし、補欠から候補者に繰り上がる事とする。

<< 第2号議案 >> PTA規約細則（指名委員会）第8条への追加

改正後

第8条 候補者の状況に応じて、会長以外は増員することができる。

<< 第3号議案 >> PTA規約細則（委員免除に関する規定）第9条の改正

改正前

第9条 (2) 委員長、副委員長免除対象者
 ・ 執行部役員、委員長、副委員長をされた方
 (3) 永代免除対象者
 ・ 運営委員会構成メンバー（各委員会の委員長・副委員長、執行部のいずれか）を複数年された方

改正後

第9条 ~~(2) 委員長、副委員長免除対象者~~ **削除**
 (2) 永代免除対象者
 ・ 運営委員会構成メンバー（各委員会の委員長・副委員長、執行部のいずれか）**及び、会計監査・指名委員をされた方は「永代免除」と記載された「委員記録カード」の提出により、次年度以降の委員選出対象とならない。**